令和○年度 こどもクラブ利用に関する同意書

※年度ごとに提出し 申請する年度ごとに1枚 用申請を受付できません。

※申請児童1人ご√提出してください。

異なる同意書は受付できません。

※同意いただけない事項がある場合は、入所できません。

※入所後に以下の事項に反する事実が確認された場合は、退会していただくことがあります。

同意事項

- 1 利用申請にあたり、虚偽の申請を行った際は、利用許可を取り消す場合がある こと。
- 2 こどもクラブの利用料は、月単位(入所・退会時のみ日割り)であること。また、 「退会届」や「申請事項変更届」の提出が期日に間に合わなかった場合、遡及に よる再計算及び返還は行わないこと。
- 3 保護者が就労しない状態になる等、こどもクラブの利用要件を満たさなくなっ た際は、利用許可を取り消す場合があること。
 - ※利用期間中(当該年度に限る)に離職して求職することになった場合には、お おむね1カ月程度は継続して利用いただけますが、その後も就労が確認できない 場合には、「退会届」を提出していだきます。
- 4 入所児童が安全安心に施設を利用するため、こどもクラブが必要とする個人 情報(アレルギー疾患、服薬内容、医師の診断書など)の提供に協力すること。
- 5 こどもクラブの利用に関して必要な場合は、入所児童について関係機関(市や 小学校、こどもクラブ受託法人等)が情報を共有すること。
- 6 こどもクラブは集団生活の場であり、原則、個別に児童の保育をすることはで きないこと。
- 7 こどもクラブの利用における児童への対応について、こどもクラブから相談等が あった場合は、保護者が誠意と責任をもって協力すること。
- 8 「支援員の指示に従わない」、「支援員や他の児童への暴力・迷惑行為」等によ り、こどもクラブの運営上支障がある場合や、集団生活に適さないと判断され る場合は利用許可を取り消すことがあること。
- 9 悪ふざけや乱暴な行為により、故意に備品等を壊した場合の損害については、 原則、保護者が責任を負うこと。

令和○○年○○月○○日

会津若松市長 あて

会津若松市のこどもクラブの利用申請は

提出日時点での住所地 を記入してください。

同意します。

住所 会津若松市 東栄町3-46

保護者氏名(自署) 鶴賀 城

児童氏名 鶴賀 城太郎